

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)の規制区域の指定に向けた基礎調査結果の公表について

「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が令和5年(2023年)5月26日に施行されたことに伴い、同法及び国が示した基本方針に基づき、新たな規制区域の指定に向けた基礎調査を実施しましたので、その結果(規制区域の候補区域)を公表します。

## 基礎調査結果

枚方市域において基礎調査を実施した結果、市域全域が「宅地造成等工事規制区域※1」の候補区域となりました。なお、「特定盛土等規制区域※2」の候補区域はありません。

- ※1) 市街地や集落、その他周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- ※2) 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

## 規制区域の指定時期について

**令和6年(2024年)4月1日(予定)**

枚方市では基礎調査結果を基に、市域全域を「宅地造成等工事規制区域」として指定予定であり、当該区域の指定により同法の運用を開始する予定です。

## 許可対象となる盛土等の規模

**許可対象となる盛土等の規模** 赤字 宅地造成等工事規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの
イメージ図		

枚方市都市整備部開発指導室審査指導課  
電話 072-841-1438